

法律で育児休業は子が原則一歳になるまで認められているのに対し、介護休業は家族一人につき最大九十三日間までしか認められていません。介護はいつ終わるかわからないのに、短すぎるよう



働く人を守る 労働保険

社会保険労務士 川嶋英明

じます。
勘違いしてしまいがちですが、
介護休業は働く人が家族を長期的に
介護する休みではありません。
ヘルパーに頼むなどして在宅で介
護するのか、特別養護老人ホーム
を利用するのかなど、態勢を整え
る期間として考えられています。

介護休業給付金

介護休業を取得できるのは「配偶者、父母、子、配偶者の父母」に介護が必要になった場合。さらに「祖父母やきょうだい、孫」も同居して扶養していれば対象です。来年1月からは「祖父母、きょうだい、孫」について同居と扶養の条件が撤廃

8月から支給率アップ

介護休業

目的 働く人が長期的な介護態勢を整えるため

対象 「配偶者、父母、子、配偶者の父母」に介護が必要になった場合。「祖父母、きょうだい、孫」も同居して扶養していれば対象

来年1月からは「祖父母、きょうだい、孫」について同居と扶養の条件が撤廃

介護休業給付金

支給率 休業前半年間の賃金の40%

8月からは67%(7月末までに休み始める)と、8月以降も40%

なります。九十三日をまとめて使わなければならない仕組みも改め、三回に分けて取得できるようになります。

介護休業中は、「育休と同じように雇用保険から「介護休業給付

金」が所得保障としてもらえない。条件も育休と同じ。休業時点で雇用保険に加入していること、過去二年間に十二ヶ月以上、加入していることです。

支給率は休みの開始日で決まるため、七月末までに休み始めると八月以降も支給率は40%。近く取得を考えている人は、要介護者や家庭の状況をみながら、いつから休むか慎重に見極めてください。